

第8章 災 害 復 旧 計 画

第1節 災害原因調査

特別防災区域に係る災害が発生した場合の災害原因調査については、関係行政機関の調査によるほか、特に必要がある場合には、防災本部に防災関係機関及び学識経験者をもって構成する災害調査部会を設置し、調査するものとする。

第2節 改善計画

災害調査部会が設置された場合における当該災害発生事業所に対する改善指示については、関係行政機関は相互に密接な連絡を保ちながら、同部会の調査結果及び諮問内容を勘案し、所管法令に基づき適切な改善指示を行うものとする。

また、事業再開に際しては、同部会の安全性の確認を得た後、使用停止命令の解除等の行政措置をとるものとする。

第3節 公共施設の災害復旧計画

特別防災区域に係る災害により被害を受けた公共施設の管理者は、速やかに応急復旧を実施するとともに、各種法令の規定により災害復旧計画を策定し、工事を短期間に完了するよう努めるものとする。

なお、災害復旧に当たっては、再度災害の原因とならないよう完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、さらに災害に関連した改良事業を行う等、施設の向上を配慮するものとする。

施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	(昭和26年法律第97号)
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	(昭和25年法律第169号)
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	(昭和28年法律第247号)
道路法	(昭和27年法律第180号)
河川法	(昭和39年法律第167号)
砂防法	(明治30年法律第29号)
森林法	(昭和26年法律第249号)
海岸法	(昭和31年法律第101号)
港湾法	(昭和25年法律第218号)
漁港及び漁場の整備等に関する法律	(昭和25年法律第137号)
公営住宅法	(昭和26年法律第193号)
生活保護法	(昭和25年法律第144号)
児童福祉法	(昭和22年法律第164号)
老人福祉法	(昭和38年法律第133号)
身体障害者福祉法	(昭和24年法律第283号)
知的障害者福祉法	(昭和35年法律第37号)
売春防止法	(昭和31年法律第118号)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(平成10年法律第114号)
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	(昭和37年法律第150号)
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(昭和45年法律第136号)